

社会福祉法人社栄会 役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人社栄会 定款第八条に基づき法人役員報酬、費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事・評議員及び監事をいう。

(報酬)

第3条 理事長報酬 週5日常勤

| 役職名 | 月額報酬 | 賞与 |
|-----|----------|----|
| 理事長 | 925,000円 | なし |

非常勤役員報酬

| 役職名 | 理事会・評議委員会出席1回 | 賞与 |
|-------|---------------|----|
| 非常勤理事 | 10,000円 | なし |
| 評議員 | 10,000円 | なし |

2 退職金については理事長のみ信金経営者年金に加入するものとし、掛金は法人が負担する。

(支給方法)

第4条 理事長の報酬は、正規職員給与規定に定める職員給与支給日に支給し、非常勤の役員については理事会・評議委員会毎に支給する。

(費用弁償)

第5条 理事、監事及び評議員が、理事会又は評議員会等に出席した場合は、1回当たり10,000円を費用弁償として支給する。ただし、施設の職員（施設長等）が理事、監事及び評議員の場合は支給しない。

2 役員が出張する場合には、社会福祉法人社栄会給与規定を準用する。

(慶弔費等)

第6条

役員の慶弔等は次のとおりとする。

| 項目 | 金額 | 適用 |
|--------|------------|-------------|
| 叙勲、褒章等 | 30,000円と花 | |
| 役員退任 | 100,000円以内 | 一期2万円を目安とする |

| | | |
|--------|------------|---------|
| 死 亡 | 30,000 円と花 | |
| その他必要時 | 相当額 | 理事長が定める |

(準 用)

第 7 条 役員報酬等の支給に関し、この規定に定めのない事項については、社会福祉法人社栄会就業規則ならびに給与規定を準用する。

(その他)

第 8 条 この規定の改正は、理事会及び評議員会の決議を得てから改正する。

付 則

この規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。